

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

専決第2号

市営住宅明渡等請求に係る和解について

標記の件につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年1月16日

八幡浜市長 大城一郎

記

1 和解の相手方

[Redacted]

2 和解の主な内容

- (1) 市及び相手方は、市営住宅の賃貸借契約が、なお効力を有していることを確認する。
- (2) 相手方は、市に対し、平成29年3月1日から平成29年11月30日までの間の1か月14,200円の割合（ただし、平成29年3月分の賃料は14,500円）による滞納家賃128,100円の支払義務があることを認め、平成30年2月末日限り、一括して支払う。
- (3) 相手方は、市に対し、平成30年1月以降、毎月末日限り、当月分の家賃14,200円を支払う。ただし、家賃の改定があったときは、相手方は、市に対し、毎月末日限り、その改定後の当月分の家賃を支払う。
- (4) 相手方が前記(2)の支払いを怠ったとき、又は前記(3)の支払いを3回以上怠り、その額が42,600円に達したときは、市は、相手方に対し、何らの通知催告を要せず、賃貸借契約を解除することができる。
- (5) 前記(4)により、市が相手方に対して解除の意思表示をしたときは、相手方は市営住宅を原状に回復して即時に明け渡す。
- (6) 相手方は、前記(5)により市営住宅を明け渡したときは、市営住宅内に残置した一切の動産について、その所有権を放棄し、市が自由処分することに異議がない。なお、残置動産の撤去に関する費用は、相手方の負担とする。
- (7) 市及び相手方は、本件に関し、和解条項に定めるもののほか、何らの債権

債務関係がないことを相互に確認する。

(8) 和解費用は、各自の負担とする。